

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2025 年 5 月 8 日
株式会社リソー教育

2025 年 5 月 8 日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都豊島区目白三丁目 1 番 40 号
株式会社リソー教育
代表取締役社長 天坊 真彦

当社は、2025 年 4 月 18 日付で当社の完全子会社である株式会社TOMAS（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うこととしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2025 年 4 月 18 日付で当社と承継会社が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対して、株式、金銭その他の対価の交付を行いません。これは、承継会社が当社の 100%子会社であることから相当であると判断しております。また、本吸収分割に際して承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社の設立は 2025 年 3 月 31 日であり、第 1 期の事業年度は同日より 2026 年 2 月 28 日であり、本書類作成現在、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、下表のとおりです。

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	10,000	負 債 合 計	—
現 金 及 び 預 金	10,000	（純資産の部）	
		株主資本	10,000
		資 本 金	10,000
		純 資 産 合 計	10,000
資 産 合 計	10,000	負 債 純 資 産 合 計	10,000

(2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第183条第5号イ)
(資本準備金の額の減少)

当社は、2025年4月18日開催の取締役会において、2025年5月23日開催予定の当社定時株主総会に、資本準備金の額2,522,859,167円を1,375,255,205円減少して、1,147,603,962円とし、その他資本剰余金に振り替えることについて付議することを決議いたしました。なお、資本準備金の額の減少の効力発生日は2025年8月29日の予定です。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 当社の債務の履行の見込み

当社の2025年2月28日現在の貸借対照表における資産の額は17,369百万円、負債の額は6,012百万円、純資産の額は11,356百万円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。本吸収分割により、当社が承継会社に承継する資産の額は6,772百万円、負債の額は4,616百万円となる見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社が負担すべき債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込み

承継会社の成立の日(2025年3月31日)の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ10百万円、0円であります。本吸収分割によって、承継会社が当社から承継する予定の資産および負債の見込み額はそれぞれ6,772百万円および4,616百万円であり、本吸収分割後における承継会社の資産および負債の見込み額はそれぞれ6,782百万円および4,616百万円です。但し、当社から承継会社への債務の承継については、重疊的債務引受の方法によるものといたします。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社が負担すべき債務の履行の見込みに支障を及ぼすような重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本吸収分割の効力発生日以後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、承継会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

【別紙 1】

吸収分割契約書

株式会社リソー教育（以下「分割会社」という。）及び株式会社TOMAS（以下「承継会社」という。）は、分割会社が管理企画局、内部監査室、お客様相談室及び秘書室において行っている事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2025年4月18日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社リソー教育

但し、本効力発生日（第6条において定義する。）付で「株式会社リソー教育グループ」に商号を変更する予定である。

住所：東京都豊島区目白三丁目1番40号

(2) 承継会社：吸収分割承継会社

商号：株式会社TOMAS

住所：東京都豊島区目白三丁目1番40号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本条の規定による債務の承継は、全て重疊的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年9月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。なお、承継会社は、会社法の定めに従い、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、分割会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、各当事者が記名押印する。

2025 年 4 月 18 日

分割会社：東京都豊島区目白三丁目 1 番 40 号
株式会社リソー教育

代表取締役社長 天坊 真彦

承継会社：東京都豊島区目白三丁目 1 番 40 号
株式会社TOMAS

代表取締役 町田 仁

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2025年2月28日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

- (1) 土地及び建物
- (2) 子会社株式及びその他有価証券
- (3) 分割会社が保有する全ての株式に関して効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (4) 商標権

2. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、未払配当金債務、租税債務及び法令上の理由により承継できない債務を除く。

3. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約（本件事業に係る業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約を含む。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、承継会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約を除く。

4. 雇用契約

本件事業に主として従事する従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者及び内定者を含む。）との間で締結された雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、本件事業に関して分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

6. 知的財産権

本件事業に属する一切の知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等）は承継会社に承継しない。但し、別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

以上